

○横芝光町奨学資金貸付条例施行規則

平成23年3月22日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、横芝光町奨学資金貸付条例（平成23年横芝光町条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、奨学資金貸付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、横芝光町教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

- (1) 奨学生推薦書（別記第2号様式）
- (2) 家族家計状況調書（別記第3号様式）
- (3) 履歴書
- (4) 確定申告書等の写し
- (5) 学校等の合格通知書の写し又は在学証明書

(決定通知)

第3条 教育委員会は、条例第5条の規定により、その申請に係る可否を決定したときは、速やかに奨学資金貸付可否決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第4条 前条の規定による通知を受けた者（以下「奨学生」という。）は、独立の生計を営む成年者2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 奨学生は、前項の連帯保証人を立てたときは、連帯保証人2人の連署による誓約書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（1） 連帯保証人の印鑑証明書

（2） 連帯保証人の住民票の写し

（3） 連帯保証人に市町村税に未納がないことを証する書類

3 連帯保証人を代えるときは、その事実が発生した日から起算して10日以内に前項の誓約書を教育委員会に提出しなければならない。

（貸付方法）

第5条 奨学資金は、毎年4月分から7月分までを4月に、8月分から11月分までを8月に、12月分から翌年3月分までを12月にそれぞれ貸し付ける。ただし、特別の事由により、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

（異動の届出等）

第6条 奨学生は、条例第2条各号に規定する要件を失ったとき、又は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、身上異動届（別記第6号様式）により、連帯保証人と連署の上、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（1） 卒業、復学、転学又は退学をしたとき。

（2） 休学又は長期欠席（3箇月以上の欠席をいう。）をしたとき。

（3） 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき。

2 奨学生は、前項に規定するもののほか、毎学年末に在籍する学校の長が

証明する学業成績表を教育委員会に提出しなければならない。

(返還免除及び猶予)

第7条 条例第10条及び第11条の規定による奨学資金の返還の免除又は猶予を受けようとする奨学生は、返還免除(猶予)申請書(別記第7号様式)により教育委員会へ提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第2条)

奨学資金貸付申請書

年 月 日

横芝光町教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名



電話番号

横芝光町奨学資金貸付条例第4条の規定により、奨学資金の貸付けを受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて、申請します。

記

住 所	
氏 名	
生 年 月 日 及 び 性 別	年 月 日 男・女
在 学 校 名	
貸 付 希 望 額	月額 円
奨学資金貸付希 望 理 由	

注 貸付金額は次のとおりとする。

- 1 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程 月額10,000円以内
- 2 大学(短期大学を含む。)、大学院又は専修学校の専門課程 月額30,000円以内

第2号様式(第2条)

奨学生推薦書													
生徒名		年月日			学校名								
進学校名													
教科の学習記録	学年	教科											合計
	第 学年	必修科目											
		選択科目											
出欠の記録	学年	欠席日数	欠席の主な理由										
	第1学年												
	第2学年												
	第3学年												
行動の記録	第 学年	基本的な生活習慣	健康体力の向上	自主・自律	責任感								
	※○ 十分満足 / その他	創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕								
		公正・公平	公共心・公德心										
特別活動等の記録	学級活動												
	生徒会活動												
	学校行事												
	部活動												
教育に対する家庭の態度熱意													
<p>上記のとおり横芝光町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として適当と認め、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>横芝光町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">校長 印</p>													

- 注 1 教科の学習記録及び行動の記録については、直近の学年について記入するものとする。
- 2 大学等に在学中の者で、当該様式により難しいものについては、別に学校が定める様式とすることができる。

第3号様式(第2条)

家 族 家 計 状 況 調 書						
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤務先	年 収	健康状態
学 費 等 の 内 容						
学 費			そ の 他			
入学金		円	交通費(月額)		円	
授業料	月額	円	教科書学用品代(年額)		円	
	年額	円	アパート代		円	
学校納入金(年額)		円	その他()		円	
その他		円			円	
計		円	計		円	

第4号様式(第3条)

第 号
年 月 日

奨学資金貸付可否決定通知書

様

横芝光町教育委員会 印

年 月 日をもって申請のあった、横芝光町奨学資金の貸付けについては、横芝光町奨学資金貸付条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり通知します。

記

認定の可否		認定する・認定しない	
奨学生	住 所		
	氏 名		
認定する	貸 付 額	月額	円
	貸 付 方 法		
認定しない	理 由		

第5号様式(第4条)

誓 約 書

横芝光町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として決定され、奨学資金の貸付けを受けることとなりましたが、奨学生としての本分を尽くすことはもちろん、借用した奨学資金の返還等下記義務の履行についても、誠実に厳守することを私共連帯して誓約いたします。

記

- 1 卒業後6箇月を経過した翌日から(月賦・半年賦)をもって必ず返還いたします。万一滞納した場合はいかなる処置を講ぜられても決して異議はありません。
- 2 卒業後直ちに在学中貸付けを受けた奨学資金の総額による借用証書を提出いたします。

年 月 日
横芝光町教育委員会 様

奨 学 生 住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人 住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人 住 所	
氏 名	㊟

第6号様式(第6条)

身 上 異 動 届

年 月 日

横芝光町教育委員会 様

奨学生	住所	
	氏名	㊟
連帯保証人	住所	
	氏名	㊟
連帯保証人	住所	
	氏名	㊟

下記のとおり異動が生じたので、横芝光町奨学資金貸付条例施行規則第6条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 異動の内容
- 2 異動年月日 年 月 日
- 3 異動期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 4 復学、転学、退学、休学又は停学の場合は学校長の所見

学校名
校長名 ㊟

第7号様式(第7条)

返還免除(猶予)申請書

横芝光町奨学資金貸付条例に基づき 年 月 日より奨学資金貸付金の返還をすべきであります、下記の理由により返還猶予(免除)を願いたく申請いたします。

記

返還免除又は猶予の申請の理由

年 月 日

横芝光町教育委員会 様

奨学生	住 所	
	氏 名	㊟
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟

別記第 1 号様式 (第 2 条)

第 2 号様式 (第 2 条)

第 3 号様式 (第 2 条)

第 4 号様式 (第 3 条)

第 5 号様式 (第 4 条)

第 6 号様式 (第 6 条)

第 7 号様式 (第 7 条)